

北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門） 募集要項

北見市は、平成 18 年に 1 市 3 町が合併して誕生した人口約 12 万人の都市で、4つの自治区から成り立っています。自治区のひとつである北見市「端野自治区」は人口約5,000人のオホーツク管内でも有数の農業地帯であり、水稻や小麦、玉葱、豆類、野菜やしそなど多彩な作物が作られています。その中の「豊実・北登地域」では特に人口減少や少子高齢化の進行に伴い地域の活力が減衰している状況です。

そこで地域の人たちと協力して地域づくりを進め、新たな農業の担い手として「端野町豊実・北登地域」をより活性化していただくために、「北見市地域おこし協力隊」を募集いたします。



～北見市街地～



～端野自治区～

端野自治区では、活動終了後の協力隊員が地域農業の担い手として定住し活躍しています。活動記録はこちら⇒[北見市地域おこし協力隊（農業部門）活動記録について | 北見市](#)



～協力隊1年目、頑張ってます～



～起業しました～

1. 募集人員

北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門） 1名

2. 活動地域

端野自治区（豊実・北登地域）

3. 活動の内容

農業振興と地域活性化を目指すとともに、農業で自立を目指す方を「北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門）」として委嘱し、主に次のような活動を行っていただきます。

- (1) 就農を目指した農業に関する知識や技術の習得
- (2) 地域農業の振興に関する調査・研究
- (3) 地域活動に積極的に参加し地域の活性化に資する活動
- (4) その他市イベントへの積極的な参加など

4. 応募条件

次のすべての条件を満たす方とします。

- (1) 申込時点に次に掲げる地域に住所を有する方
 - ア 三大都市圏内の都市地域、政令都市に住所を有する方
 - イ 三大都市圏内の一部条件不利地域、若しくは政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方
 - ウ 三大都市圏外の都市地域、政令都市に住所を有する方
 - エ 三大都市圏外の一部条件不利地域、若しくは政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方

※現住所が該当するか不明な際はお問い合わせください。
- (2) 採用後に本市へ住所を移動させ、定住することができる方
- (3) 農業に対する関心が高く、任期終了後就農する意欲のある方
- (4) 心身ともに健康であり、誠実に職務を行うことができる方
- (5) 地域活性化に関心があり、地域と協調する意思があり、積極的にコミュニケーションをとっていける方
- (6) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (7) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル等）ができる方
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規程する欠格条項に該当しない方

5. 任用形態

隊員は、会計年度任用職員として任用します。

6. 任用期間

任用期間は任用された日から、最長3年間となります。

7. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日の5日間
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) 勤務時間 8時45分～17時15分（1週37.5時間勤務）
※活動内容によって、勤務時間が変更となる場合があります。

8. 報酬（令和4年4月1日時点）

月額 166,161円（社会保険等の自己負担分含む）

※その他、通勤手当・期末手当・時間外勤務手当が支給されます。

- ・通勤手当～通勤手段及び通勤距離に応じ支給
- ・期末手当～6月：月額報酬の額に100分の127.5を乗じて得た額を支給
12月：月額報酬の額に100分の127.5を乗じて得た額を支給
（ただし、採用の初年度や月によって変更あり）

9. 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等に加入します。（健康保険、年金保険、雇用保険）
- (2) 任用期間中は、市が用意する住宅に入居していただくことを基本とします。なお、家具などの日常生活用品、家賃、光熱費、通信費、自治会費等は自己負担となります。
- (3) 活動に必要なとなるパソコン等の機器については、市が貸与いたします。ただし、活動場所のみでの使用とし、自宅等への持ち帰りは認められません。
- (4) 活動に必要なとなる車両については、市が用意いたします。
- (5) 北見市に至るまでの交通費、また引っ越し費用については自己負担となります。
- (6) 起業に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費については市が負担できる場合があります。
- (7) その他、活動に必要なものは市が予算の範囲内において用意いたします。
- (8) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。
（届出が必要です。）

10. 申込手続き

- (1) 申込受付期限 令和4年7月15日（金）17時まで<必着>
※なお、申込受付期限前に選考し採用する場合があります。
- (2) 提出書類
 - ◇北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門）申込書
※北見市のHPよりダウンロードし、印刷していただくか、下記のお問い合わせ先へご連絡していただければ郵送いたします。
 - ◇住民票の抄本（申し込み時点のもの）
 - ◇普通自動車運転免許証の写し（両面）
- (3) 申込方法
北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門）申込書に必要事項を記入し、封書には「北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門）申込書在中」と明記し、申込・お問い合わせ先①まで郵送、若しくは持参してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 申込・お問い合わせ先「受付時間：月曜日～金曜日の8時45分～17時30分まで（祝日除く）」

①募集内容・活動内容に関することについて

〒099-2192 北海道北見市端野町二区 471 番地 1 北見市端野総合支所産業課農務係
TEL：0157-56-4003
FAX：0157-56-2923 E-mail：ta.sangyo@city.kitami.lg.jp
担当：畑中（はたなか）・永井（ながい）

②北見市における地域おこし協力隊制度について

〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所企画財政部企画政策課
TEL：0157-25-1103
FAX：0157-24-1101 E-mail：kikaku@city.kitami.lg.jp

1.1. 選考方法

(1) 第一次選考

申込書をもとに書類選考し、選考結果を応募者全員に通知いたします。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

面接会場は東京都内、札幌市、北見市のいずれかを予定していますが、ZOOMによるWeb面接も可能です。（Web面接に必要な機器等は、受験者で用意・準備願います。）

（申し込み状況により二次選考会場を選定いたします。）

(3) 最終選考結果の通知

面接の全日程終了後1週間以内に、対象者全員に通知いたします。

(4) その他

申込にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。

1.2. その他

(1) 北見市への転入の手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用の取り消しとなる場合があります。

(2) 日常生活や通勤手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。

(3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

(4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。

(6) 「7. 勤務日及び勤務時間」、「8. 報酬」、「9. 待遇及び福利厚生等」の詳細については、法令の改正等により、変更となる場合があります。

(7) その他不明な点は申し込み・問合せ先までお問い合わせください。